

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年1月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100090号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100047号

第1 結論

請求期間④について、請求者のA社における標準賞与額を52万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間④の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月3日

私は、A社にB職として自宅駐在で勤務していたが、請求期間①から④までに係る賞与の記録がない。賞与明細書は手元に残っておらず、請求期間①、②及び③について、賞与が振り込まれたことを確認できる銀行預金通帳は処分してしまったが、請求期間①及び②については、別の金融機関に定期預金をしていた記録があるところ、これは、他に収入がなかったため賞与のうちのまとまった金額を貯金したものである。また、請求期間④については、銀行預金通帳の写しを提出するので、請求期間①から④までに係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間④について、請求者から提出されたC銀行の預金通帳（写）で確認できる振込額及び複数の同僚に係る賞与明細書により、請求者は請求期間④において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の預金通帳（写）で確認できる振込額及び複数の同僚に係る賞与明細書により推認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間④の標準賞与額は52万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間④の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は、平成21年4月24日に破産手続廃止の決定が確定している上、請求期間④当時の代表取締役及び全喪時の代表取締役で代表清算人でもある者に文書照会を行ったが、回答を得ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①、②及び③について、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は、平成21年4月24日に破産手続廃止の決定が確定している上、オンライン記録によると、同社の請求期間①、②及び③当時の代表取締役は既に死亡しており、全喪時の代表取締役で代表清算人でもある者に文書照会を行ったものの回答は得られなかったことから、請求期間①、②及び③に係る賞与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①、②及び③に係る賞与明細書及び預金通帳を保管していない上、C銀行は、取引記録の保存期限は10年であり平成23年3月以前の取引明細は提供できない旨回答していることから、請求期間①、②及び③に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②については、賞与のうちのまとまった金額を別の金融機関に貯金していたとしており、これは、他に収入がなかったので賞与の一部を貯金したものである旨主張し、当該金融機関の通帳（写）を提出している。

しかしながら、このことからだけでは、当該通帳のお預かり金額欄に記録されて

いる金額が請求期間①及び②の賞与の一部であるとはできず、また、請求期間②については、賞与支給日であるとする平成 15 年 12 月から約 4 か月後の記録となっており、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100092号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100048号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①のうち、平成23年8月11日から令和元年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年8月から平成24年8月までの標準報酬月額については、17万円から22万円、同年9月から平成25年4月までの標準報酬月額については、17万円から20万円、同年5月から同年8月までの標準報酬月額については、17万円から36万円、同年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については、22万円から36万円、同年9月から平成27年8月までの標準報酬月額については、24万円から36万円、同年9月から平成28年8月までの標準報酬月額については、26万円から36万円、同年9月から平成29年8月までの標準報酬月額については、28万円から36万円、同年9月から平成30年8月までの標準報酬月額については、30万円から36万円、同年9月から平成31年1月までの標準報酬月額については、32万円から36万円、同年2月から令和元年7月までの標準報酬月額については、32万円から38万円とする。

平成23年8月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成23年8月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①のうち、平成23年8月11日から平成24年5月1日までの期間、同年9月1日から平成25年2月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成31年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年8月から平成24年4月までの標準報酬月額については、22万円から32万円、同年9月から平成25年1月までの標準報酬月額については、20万円から36万円、平成29年9月から平成31年1月までの標準報酬月額については、36万円から38万円とする。

平成23年8月から平成24年4月まで、同年9月から平成25年1月まで及び平成29年9月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必

要である。

- 3 請求者のA社における請求期間①のうち、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年8月の標準報酬月額については、32万円から38万円とする。

令和元年8月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成23年12月12日、標準賞与額を14万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年7月13日、標準賞与額を14万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年12月10日、標準賞与額を14万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間②、③及び④の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 5 請求期間②について、請求者のA社における標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における標準賞与額を15万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間②、③及び④の訂正後の標準賞与額（上記第1の4の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成23年8月11日から令和元年9月1日まで
② 平成23年12月
③ 平成24年7月
④ 平成24年12月

請求期間①について、A社における標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間②、③及び④について、A社から支払われた賞与が記録されていない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間②、③及び④の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成23年8月11日から平成24年5月1日までの期間、同年9月1日から平成25年2月1日までの期間及び平成25年9月1日から令和元年8月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書（以下「給与明細書」という。）、預金通帳及びB銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表（流動性）（以下「預金取引明細表」という。）並びにC市から提出された請求者に係る同社の給与支払報告書（個人別明細書）（以下「給与支払報告書」という。）により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、請求期間①のうち、平成24年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成25年2月1日から同年9月1日までの期間について、給与明細書、預金通帳及び預金取引明細表並びに給与支払報告書により、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成23年8月11日から令和元年8月1日ま

での期間に係る標準報酬月額については、給与明細書、預金通帳及び預金取引明細表並びに給与支払報告書により確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額若しくは本来の報酬月額から、平成23年8月から平成24年8月までは22万円、同年9月から平成25年4月までは20万円、同年5月から平成31年1月までは36万円、同年2月から令和元年7月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡し、同社の現在の代表取締役及び破産管財人は、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を年金事務所に対して提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求期間①について、年金事務所が保管している請求者に係る資格取得届及び算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として資格取得届及び算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成23年8月11日から平成24年5月1日までの期間、同年9月1日から平成25年2月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成31年2月1日までの期間について、給与明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、平成23年8月11日から平成24年5月1日までの期間、同年9月1日から平成25年2月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成31年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成23年8月から平成24年4月までは32万円、同年9月から平成25年1月までは36万円、平成29年9月から平成31年1月までは38万円とすることが妥当である。

請求者の平成23年8月から平成24年4月まで、同年9月から平成25年1月まで及び平成29年9月から平成31年1月までに係る訂正後の標準報酬月額（上記第3の1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間については、

訂正請求日において保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額が厚生年金保険法に基づき認定することとなるところ、給与明細書により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

- 4 請求期間②、③及び④について、請求者から提出されたA社に係る賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）、預金通帳及び預金取引明細表により、請求者は請求期間②、③及び④において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、③及び④の標準賞与額については、賞与明細書により確認できる保険料控除額から、請求期間②及び③は14万4,000円、請求期間④は14万1,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②、③及び④に係る賞与支払年月日については、預金通帳及び預金取引明細表から請求期間②は平成23年12月12日、請求期間③は平成24年7月13日、請求期間④は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡し、同社の現在の代表取締役及び破産管財人は、請求期間②、③及び④について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間②、③及び④について、賞与明細書により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、保険料控除額に見合う標準賞与額より高額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間②及び③は15万円、請求期間④は15万5,000円とすることが妥当である。

請求期間②、③及び④の訂正後の標準賞与額（上記第3の4の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100093号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100049号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①のうち、平成25年5月1日から令和元年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年5月から同年8月までの標準報酬月額については、14万2,000円から20万円、同年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については、17万円から24万円、同年9月から平成27年8月までの標準報酬月額については、18万円から24万円、同年9月から平成28年8月までの標準報酬月額については、19万円から26万円、同年9月から平成29年8月までの標準報酬月額については、20万円から28万円、同年9月から平成30年8月までの標準報酬月額については、22万円から30万円、同年9月から令和元年7月までの標準報酬月額については、28万円から30万円とする。

平成25年5月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成25年5月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①のうち、平成24年4月11日から平成25年5月1日までの期間及び平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年4月から平成25年4月までの標準報酬月額については、14万2,000円から20万円、平成26年9月から平成27年8月までの標準報酬月額については、24万円から26万円とする。

平成24年4月から平成25年4月まで及び平成26年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間①のうち、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年8月の標準報酬月額については、28万円から30万円とする。

令和元年8月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし

書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②及び③について、請求者のA社における標準賞与額を平成24年7月15日は12万1,000円、同年12月15日は11万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間②及び③の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間②及び③の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 5 請求期間②及び③について、請求者のA社における標準賞与額を平成24年7月15日は13万5,000円、同年12月15日は14万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間②及び③の訂正後の標準賞与額（上記第1の4の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年4月11日から令和元年9月1日まで
② 平成24年7月15日
③ 平成24年12月15日

請求期間①について、A社における標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、請求期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間②及び③について、A社から支払われた賞与が記録されていない。賞与明細書を提出するので、請求期間②及び③の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成25年5月1日から令和元年8月1日までの期間につ

いて、請求者から提出されたA社に係る給与明細書(以下「給与明細書」という。)及び給与所得の源泉徴収票、B銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表及びC銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表(流動性)並びにD市から提出された請求者に係る同社の給与支払報告書により、当該期間に係る標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成25年5月1日から令和元年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成25年5月から同年8月までは20万円、同年9月から平成27年8月までは24万円、同年9月から平成28年8月までは26万円、同年9月から平成29年8月までは28万円、同年9月から令和元年7月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡し、同社の現在の代表取締役及び破産管財人は、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(以下「資格取得届」という。)及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)を年金事務所に対して提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求期間①について、年金事務所が保管している請求者に係る資格取得届及び算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として資格取得届及び算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成24年4月11日から平成25年5月1日までの期間については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、

保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成24年4月11日から平成25年5月1日までの期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象にはならないため、同法による訂正は認められない。

- 2 請求期間①のうち、平成24年4月11日から平成25年5月1日までの期間及び平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間について、給与明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成24年4月11日から平成25年5月1日までの期間及び平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成24年4月から平成25年4月までは20万円、平成26年9月から平成27年8月までは26万円とすることが妥当である。

請求者の平成24年4月から平成25年4月まで及び平成26年9月から平成27年8月までに係る訂正後の標準報酬月額（上記第3の1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間については、訂正請求日において保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は厚生年金保険法に基づき認定することとなること、給与明細書により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

- 4 請求期間②及び③について、請求者から提出されたA社に係る賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間②及び③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③の標準賞与額については、賞与明細書により確認できる保険料控除額から、請求期間②は 12 万 1,000 円、請求期間③は 11 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡し、同社の現在の代表取締役及び破産管財人は、請求期間②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間②及び③について、賞与明細書により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、保険料控除額に見合う標準賞与額より高額であることが認められる。

したがって、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間②は 13 万 5,000 円、請求期間③は 14 万 1,000 円とすることが妥当である。

請求期間②及び③の訂正後の標準賞与額（上記第 3 の 4 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100091号
厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100050号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月26日
② 平成15年12月24日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月3日
⑤ 平成17年8月5日

私は、A社に勤務し、B職として販売等を行っていたが、請求期間①から⑤までに係る賞与の記録がない。賞与が振り込まれていた銀行預金通帳の写しを提出するので、請求期間①から⑤までに係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は、平成21年4月24日に破産手続廃止の決定が確定している上、オンライン記録によると、請求期間①、②及び③当時の代表取締役は既に死亡している。また、請求期間④及び⑤当時の代表取締役及び全喪時の代表取締役で代表清算人でもある者に文書照会を行ったものの、回答は得られなかったことから、請求期間①から⑤までに係る請求者の賞与支給額及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)控除額を確認することができない。

また、請求者から提出されたC銀行の預金通帳(写)によると、各請求期間におけるA社からの振込額は確認できるものの、請求者は振込額の内訳が確認できる資料を所持しておらず、振り込まれたものが報酬であるか確認ができない上、請求期間①から③まで及び請求期間⑤の振込日は、オンライン記録による複数の同僚の賞与支払日と相違していること及び請求期間①から④までの振込額は、3万円又は5

万円といずれも万円単位となっており、当該振込額から保険料が控除されていたとするには不自然である。

さらに、請求者が上司として名前を挙げた者は、請求者は、パートタイマーであるD職として営業補助的な業務を行っており、寸志程度の金額は支給されていたと思うが、保険料が控除されていたかは分からない旨陳述しており、また、A社のE部に所属していた者も、営業補助業務を行っていた者に対しては、寸志程度の金額が支給されていたが、各種保険料は控除されていなかったと思う旨陳述している。

加えて、請求者が自分と同じB職であったとして名前を挙げた者及び他地区担当の元同僚に文書照会を行い、回答があった同僚3人のうち1人は、自身と請求者は営業補助であり、事業所から賞与を支給されたことがないと思うとし、残り2人は、賞与が支給されたかは覚えていない旨回答している上、請求期間①から⑤までに係る賞与明細書は保管しておらず、各請求期間における賞与支給額及び保険料控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。